

8 EU 木材規則 仮訳

8-1 EU 木材規則と関連する細則

8-1-1 EU 木材規則 仮訳

「Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02010R0995-20200101>

2010 年 10 月 20 日付

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める

欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010

(EEA 関連文書)

欧州議会および欧州理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、特に第 192 条 (1) 項に鑑み、
欧州委員会からの提案を考慮し、
欧州経済社会委員会の意見を考慮し⁽¹⁾、
地域委員会との協議の後、
通常立法手続きに従い⁽²⁾、
以下の背景を踏まえて、

- (1) 森林は、生物多様性や生態系機能の維持、気候システムの保護など、木材および非木材林産物、ならびに人間に不可欠な環境サービスを含めて、幅広い環境的、経済的、社会的便益をもたらしている。
- (2) 木材・木材製品に対する世界的な需要の増大、ならびに多数の木材生産国の森林部門における制度上・ガバナンス上の欠陥のため、違法伐採と関連取引への懸念が一層高まっている。
- (3) 違法伐採は蔓延しており、国際的な懸念材料である。違法伐採は森林破壊や森林劣化のプロセスを進めるため森林に多大な脅威を及ぼし、世界の CO₂ 排出量の約 20% を占めている。また違法伐採は生物多様性を脅かし、適用法に従って活動する事業者の

⁽¹⁾ OJ C 318, 23.12.2009, p. 88.

⁽²⁾ 2009 年 4 月 22 日の欧州議会の見解 (OJ C 184 E, 8.7.2010, p. 145)、2010 年 3 月 1 日の第一読会における欧州理事会の見解 (OJ C 114 E, 4.5.2010, p. 17)、2010 年 7 月 7 日の欧州議会の見解 (官報未掲載)。

商業的可能性を含む持続可能な森林管理・開発を損なっている。さらに違法伐採は砂漠化や土壌侵食の原因にもなっており、極端な気象現象や洪水を悪化させる可能性がある。加えて、違法伐採は社会的、政治的、経済的影響をもたらし、良い統治への進展を妨げ、森林に依存するコミュニティの生計を脅かし、それが武力衝突につながることもある。本規則の背景にある違法伐採の問題に対処することは、欧州連合による気候変動緩和の取り組みに費用効率の高い方法で貢献すると期待されており、国連気候変動枠組条約に基づく欧州連合の行動およびコミットメントを補完するとみなされるべきである。

- (4) 第6次環境行動計画について定めた2002年7月22日付欧州議会および欧州理事会決定 No 1600/2002/EC⁽³⁾は、優先的行動として、違法に伐採された木材取引の防止・撲滅を目的とした積極的な対策をとる可能性を検証すること、ならびに森林関連問題に関する世界的・地域的な決議および協定の履行における欧州連合と加盟国の積極的な関与を継続することを挙げている。
- (5) 「森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) : EU 行動計画に関する提案」と題する2003年5月21日付の欧州委員会報告書は、持続可能な森林管理の実現に向けた欧州連合の全体的取り組みという観点から、違法伐採と関連取引の問題に対する国際的取り組みを支援するための一連の対策を提案している。
- (6) 欧州議会および欧州理事会は同報告書を歓迎し、欧州連合が違法伐採の問題に対する世界的取り組みに貢献する必要性を認識した。
- (7) 欧州連合は、同報告書の目的、すなわち木材生産国の国内法に準拠して生産された木材製品のみを欧州市場に輸入するという目的に従って、木材生産国 (パートナー国) と自主的二期間協定 (FLEGT VPAs) の交渉を行っており、同協定が締結されれば、パートナー国には、ライセンス制度を実施し、当該 FLEGT VPAs で特定された木材・木材製品の取引を規制する法的拘束力のある義務が生じる。
- (8) 問題の規模の大きさと緊急性を考慮すると、違法伐採と関連取引への対策を積極的に支援し、FLEGT VPA の取り組みを補足・強化し、森林保護政策と高レベルの環境保護実現を目指す政策 (気候変動や生物多様性喪失への対策を含む) との相乗効果を高める必要がある。
- (9) 欧州連合との間で FLEGT VPAs を締結した国による取り組み、ならびに FLEGT

⁽³⁾ OJ L 242, 10.9.2002, p. 1.

VPAs に盛り込まれている原則（特に合法的に生産された木材の定義）を認識し、各国が FLEGT VPAs を締結するようさらに奨励する必要がある。また、FLEGT ライセンス制度の下では、関連する国内法に準拠して伐採された木材および当該木材から生産された木材製品のみが欧州連合に輸出されることを考慮しなければならない。従って、欧州共同体への木材輸入のための FLEGT ライセンス制度確立に関する 2005 年 12 月 20 日付の欧州理事会規則（EC）No 2173/2005 の付属書 II および III⁽¹⁾ に列記された木材製品に用いられた木材のうち、同規則の付属書 I に記載されたパートナー国の原産であるものは、その木材製品が同規則およびあらゆる実施規定を遵守している限り、合法的に伐採されたとみなされるべきである。

- (10) また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）が、CITES 締約国に対し、CITES に列記されている種が輸出国の国内法に準拠して採取された場合のみ CITES 輸出許可を付与するよう義務付けていることも考慮する必要がある。従って、取引規制による野生動植物種の保護に関する 1996 年 12 月 9 日付の欧州理事会規則（EC）No 338/97 の付属書 A、B および C⁽²⁾ に列記された種の木材は、同規則およびあらゆる実施規定を遵守している限り、合法的に伐採されたとみなされるべきである。
- (11) リサイクル木材・木材製品の使用は奨励されるべきであり、当該製品を本規則の適用範囲に含めると事業者に不相当な負担となることを考慮し、ライフサイクルを終えた使用済み木材・木材製品で、再利用されなければ廃棄物として処分されることになるものは、本規則の適用範囲から除外されるものとする。
- (12) 違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を最初に域内市場に出荷することは、本規則の措置の一つとして禁止される。違法伐採やその根本的原因と影響の複雑さを考慮し、事業者の行動をターゲットにした対策など特定の措置を講じる必要がある。
- (13) FLEGT 行動計画の観点から、欧州委員会、および必要に応じて加盟国は、様々な国における違法伐採の程度や性質に関する調査研究を支援・実施し、同情報を公開し、木材生産国の適用法について事業者に実際的な指導を提供し支援することができる。
- (14) 違法伐採に関する国際的に合意された定義がないため、木材伐採国の法律（同国が締結している関連国際協定の規則・実施規定を含む）を違法伐採の定義の基礎とするべ

⁽¹⁾ OJ L 347, 30.12.2005, p. 1.

⁽²⁾ OJ L 61, 3.3.1997, p. 1.

きである。

- (15) 多くの木材製品は、域内市場に最初に出荷される前と後に多数の工程を経る。不必要な事務的負担を避けるため、木材・木材製品を最初に域内市場に出荷する事業者のみが、デューデリジェンス・システムの対象となる。一方、サプライチェーンの取引業者は、木材・木材製品のトレーサビリティを確保するために、サプライヤーやバイヤーに関する基本情報を提供する義務を負うものとする。
- (16) 木材・木材製品を最初に域内市場に出荷する事業者は、体系的アプローチに基づき、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されないように適切な措置を講じなければならない。そのために事業者は、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを最低限に抑えるための体系的な措置・手続きを通じてしかるべき注意を払う必要がある。
- (17) デューデリジェンス・システムには、情報へのアクセス、リスク評価、特定されたリスクの軽減といったリスク管理に特有の 3 つの要素が含まれる。デューデリジェンス・システムは、域内市場に最初に出荷される木材・木材製品の出所およびサプライヤーに関する情報へのアクセスを提供し、同情報には、適用法の遵守、伐採国、種、数量、および必要に応じて国内地域や伐採コンセッションなどの関連情報が含まれる。事業者は、この情報に基づいてリスク評価を行う必要がある。リスクが特定された場合、事業者は、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されないように、特定されたリスクに見合う方法でリスクを軽減しなければならない。
- (18) 不必要な事務的負担を避けるため、本規則の要件を満たすシステムまたは手続きを既に採用している事業者は、新たなシステムを構築する必要はないものとする。
- (19) 林業部門の優れた実践を認識するために、リスク評価手続きにおいて、認証制度や第三者検証制度（適用法遵守の検証を含む）を用いることができる。
- (20) 木材部門は欧州連合の経済に極めて重要であり、事業者団体は、事業者の利益を幅広く代表し、多様な利害関係者と関わり合うという点で、同部門の重要な当事者である。これらの団体は、関連法を分析し、会員による法の遵守を推進するための専門知識と能力も備えているが、市場を独占するためにこのような能力が用いられてはならない。本規則の施行を促進し、優れた実践の推進に寄与するには、本規則の要件を満たすデューデリジェンス・システムを構築した機関を認定することが適切である。監視団体の認定および認定取消は、公平かつ透明性のある方法で行われなければならない、

認定された機関を事業者が利用できるようにするには、認定機関のリストを公開する必要がある。

- (21) 管轄官庁は、監視団体が本規則に定められた義務を効果的に履行していることを確認するために、監視団体の検査を定期的実施しなければならない。さらに管轄官庁は、第三者からの根拠のある懸念などの関連情報を得た場合にも検査を行うよう努めなければならない。
- (22) 管轄官庁は、事業者が本規則に定められた義務を効果的に履行するよう監督する必要がある。そのために管轄官庁は、事業者の敷地での検査や現場査察を含む適切な計画に従って正式な検査を実施しなければならない。必要に応じて事業者には是正措置を義務付けられるものとする。さらに管轄官庁は、第三者からの根拠のある懸念などの関連情報を得た場合にも検査を行うよう努めなければならない。
- (23) 管轄官庁は、検査に関する記録を残し、環境情報への公衆アクセスに関する 2003 年 1 月 28 日付の欧州議会および欧州理事会指令 2003/4/EC⁽¹⁾に従って関連情報を公開しなければならない。
- (24) 違法伐採と関連取引の国際的な性格を考慮し、管轄官庁は相互に協力するとともに、第三国の行政当局や欧州委員会とも協力しなければならない。
- (25) 域内市場に木材または木材製品を出荷する事業者が本規則の要件を遵守しやすくするために、加盟国は、中小企業の状況を考慮し、必要に応じて欧州委員会の支援を受けながら、事業者に技術支援その他の支援を提供したり、情報交換を推進することができる。ただし、そのような支援が行われていても、事業者がしかるべき注意を払う義務は免除されないものとする。
- (26) 取引業者および監視団体は、本規則の目的達成を妨げるような措置を控えなければならない。
- (27) 加盟国は、事業者、取引業者および監視団体などによる本規則の違反があった場合、効果的で相応かつ説得力のある罰則による制裁を実施しなければならない。違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を域内市場に出荷することを禁ずる規則への違反に対して効果的で相応かつ説得力のある罰則が適用された後は、当該木材・木材製品を必ずしも廃棄する必要はなく、公益のために利用または処分で

⁽¹⁾ OJ L 41, 14.2.2003, p. 26.

きるよう国内法で定めることができる。

- (28) 欧州委員会は、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第 290 条に従って、監視団体の認定および認定取消の手続き、本規則で既に規定されている基準を補足するために必要なさらなる関連リスク評価基準、本規則が適用される木材・木材製品のリストに関する委任法令を採択する権限を有する。同法令の策定作業においては、欧州委員会が専門家レベルを含めた適切な協議を行うことが特に重要である。
- (29) 実施に関する条件を均一にするために、欧州委員会には、管轄官庁が監視団体に対して行う検査の頻度と性質や、デューデリジェンス・システム（さらなる関連リスク評価基準を除く）に関する詳細な規則を採択するための実施権限が付与される。加盟国が欧州委員会の実施権限行使を統制する仕組みについての規則および一般原則は、TFEU 第 29 条に従って、通常の立法手続きに基づき採択された規則によって事前に定められるものとする。新たな規則が採択されるまでは、実施権限行使の手続きを定めた 1999 年 6 月 28 日付の欧州理事会決定 1999/468/EC⁽¹⁾が引き続き適用される。ただし、審査を伴う規制手続きは例外とし、適用されないものとする。
- (30) 事業者および管轄官庁には、本規則の要件を満たす準備をするための合理的な期間が与えられるものとする。
- (31) 本規則の目的である違法伐採と関連取引の撲滅は、加盟国が個別に取り組んで達成できることではなく、その規模を考えると、欧州連合レベルで取り組む方が達成しやすい。従って、欧州連合は、欧州連合条約第 5 条に定められた補完性原則に基づく措置を採用することができる。ただし本規則は、当該条項に定められた比例性原則に従って、その目的達成に必要な範囲を超えて適用されることはない。

よって、ここに以下の規則を採択する。

第 1 条 主題

本規則は、木材・木材製品を域内市場に最初に出荷する事業者の義務、ならびに取引業者の義務を定めるものである。

⁽¹⁾ OJ L 184, 17.7.1999, p. 23.

第2条 定義

本規則の目的上、以下の定義が適用される。

- (a) 「木材・木材製品」とは、付属書に記載された木材および木材製品を指す。ただし、廃棄物に関する 2008 年 11 月 19 日付の欧州議会および欧州理事会指令 2008/98/EC 第 3 条 (1) 項⁽²⁾に定義された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材または木材製品から製造された木材製品またはその構成要素は例外とする。
- (b) 「市場に出荷する」とは、商業活動の過程で、流通または使用を目的に木材または木材製品を域内市場に最初に供給することを意味し、供給手段や販売手法を問わず、有償か無償かを問わない。また、遠距離契約における消費者保護に関する 1997 年 5 月 20 日付の欧州議会および欧州理事会指令 97/7/EC⁽³⁾に定義された遠距離通信手段による供給も含まれる。域内市場に既に出回っている木材または木材製品に由来する木材製品を域内市場に供給することは、「市場に出荷する」ことに該当しない。
- (c) 「事業者 (オペレーター、Operator)」とは、木材または木材製品を市場に出荷するあらゆる自然人または法人を指す。
- (d) 「取引業者 (トレーダー、Trader)」とは、商業活動の過程で、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入するあらゆる自然人または法人を指す。
- (e) 「伐採国」とは、木材または木材製品に用いられた木材が伐採された国または領域を意味する。
- (f) 「合法的に伐採された」とは、伐採国の適用法に従って伐採されたことを意味する。
- (g) 「違法に伐採された」とは、伐採国の適用法に違反して伐採されたことを意味する。
- (h) 「適用法」とは、伐採国で有効な法律のうち、以下の事柄を網羅したものを意味する。

⁽²⁾ OJ L 312, 22.11.2008, p. 3.

⁽³⁾ OJ L 144, 4.6.1997, p. 19

- 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利。
- 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連した税金を含む）。
- 木材伐採に関すること。木材伐採と直接関連する森林管理や生物多様性保全に関する環境・森林法も含まれる。
- 木材伐採の影響を受ける利用および保有権に関する第三者の法的権利。
- 森林分野に関連する取引および関税。

第3条

FLEGT および CITES の対象となる木材および木材製品の地位

規則（EC）No 2173/2005 の付属書 II および III に列記され、同規則の付属書 I に列記されたパートナー国で生産され、同規則およびその実施規定を遵守した木材製品に用いられている木材は、本規則の目的上、合法的に伐採されたとみなされる。

規則（EC）No 338/97 の付属書 A、B、C に列記された種の木材のうち、同規則およびその実施規定を遵守しているものは、本規則の目的上、合法的に伐採されたとみなされる。

第4条

事業者の義務

1. 違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を市場に出荷することは禁止されるものとする。
2. 事業者は、木材または木材製品を市場に出荷する際にしかるべき注意を払わなければならない。そのために事業者は手続きおよび措置の枠組みを用いる必要があり、第6条に定めるとおり、同枠組みを以下「デューデリジェンス・システム」と称する。
3. 各事業者は、使用するデューデリジェンス・システムを管理し、定期的に評価しなければならない。ただし、第8条で言及している監視団体が確立したデューデリジェンス・システムを事業者が利用している場合は除く。国内法に基づいて設置された監督制度や、本規則の要件を満たす生産・流通・加工の自主的管理制度は、デューデリジェンス・システムの基礎として利用することができる。

第5条
トレーサビリティの義務

取引業者は、サプライチェーン全体を通して以下を特定できなければならない。

- (a) 木材・木材製品を納入した事業者または取引業者
- (b) 木材・木材製品の納入先となる取引業者（該当する場合）。

取引業者は、(a) 項で言及された情報を最低5年間保存し、要請がある場合、管轄官庁に当該情報を提出しなければならない。

第6条
デューデリジェンス・システム

1. 第4条(2)項で言及されたデューデリジェンス・システムには、以下の要素が含まれていなければならない。
 - (a) 事業者による市場への木材・木材製品の供給に関する以下の情報へのアクセスを提供する措置および手続き。
 - 製品の商標、種類、樹種の一般名（該当する場合は完全な学名）などの詳細。
 - 伐採国、ならびに該当する場合は以下の情報。
 - (i) 木材が伐採された国内の地域。
 - (ii) 伐採コンセッション。
 - 数量（体積、重量または単位数で表示）。
 - 事業者へ納品したサプライヤーの名称および所在地。
 - 木材・木材製品の納入先となる取引業者の名称および所在地。
 - 当該木材・木材製品が適用法を遵守していることを示す文書その他の情報。

- (b) 違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品が市場に出荷されるリスクを事業者が分析・評価できるようにするリスク評価手続き。

上記手続きにおいては、(a) 項に記した情報、ならびに以下の関連リスク評価基準を考慮に入れなければならない。

- 適用法遵守の保証。適用法の遵守が基準に含まれる認証制度その他第三者検証制度を含む。
- 特定の樹種の違法伐採の蔓延状況。
- 伐採国または木材が伐採された国内地域における違法伐採または違法業務の蔓延状況（武力紛争の蔓延に関する考慮も含む）。
- 国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課している制裁。
- 木材・木材製品のサプライチェーンの複雑さ。

- (c) リスクを効果的に最小限に抑えるための適切かつ相応の措置および手続きが盛り込まれたリスク軽減の手続き。追加的情報・文書や第三者による検証の義務付けが含まれる場合もある。ただし、(b) 項で言及したリスク評価手続きの過程で特定されたりリスクが無視できる程度の場合を除く。

2. 本条 1 (b) 項の第 2 段で言及したさらなる関連リスク評価基準に関するものを除き、第 1 項の統一的な実施を確保するために必要な詳細規則は、第 18 条 (2) 項で言及する規制手続きに従って採択されるものとし、2012 年 6 月 3 日までに採択されなければならない。

3. 欧州委員会は、市場の発展や本規則の履行において得られた経験、特に第 13 条で言及する情報交換および第 20 条 (3) 項で言及する報告を通じて確認された事項を考慮し、デューデリジェンス・システムの有効性を確保するために、本条 1 (b) 項の第 2 段で言及した基準を補完するために必要なさらなる関連リスク評価基準について、TFEU 第 290 条に基づき委任法令を採択することができる。

本項で言及された委任法令に関しては、第 15 条、第 16 条、第 17 条に規定された手続きが適用されるものとする。

第7条 管轄官庁

1. 各加盟国は、本規則の適用に対して責任を負う管轄官庁を一つまたは複数指定しなければならない。

加盟国は、2011年6月3日までに、当該管轄官庁の名称および所在地を欧州委員会に通知しなければならない。当該管轄官庁の名称または所在地に変更が生じた場合、加盟国は欧州委員会に通知するものとする。

2. 欧州委員会は、管轄官庁のリストを公開しなければならない（インターネット上を含む）。同リストは定期的に更新するものとする。

第8条 監視団体

1. 監視団体（Monitoring Organization）は以下を行うものとする。
 - (a) 第6条に定めたデューデリジェンス・システムを管理し、定期的に評価し、同システムを利用する権利を事業者に付与する。
 - (b) 上記事業者が当該デューデリジェンス・システムを適切に利用していることを確認する。
 - (c) 事業者がデューデリジェンス・システムを適切に利用していない場合は、適切な措置を講じる。同措置には、事業者が重大または反復的な違反を犯している場合に管轄官庁へ通報することも含まれる。
2. 以下の要件を満たす団体は、監視団体としての認定を申請することができる。
 - (a) 法人格を有し、欧州連合内で合法的に設立されていること。
 - (b) 第1項で言及された業務を遂行するための適切な専門知識と能力を有していること。
 - (c) 業務の遂行においていかなる利益相反も存在しないと保証できること。
3. 欧州委員会は、関係する加盟国と協議の上、第2項に定めた要件を満たす申請者を監

視団体として認定する。

欧州委員会は、監視団体の認定付与の決定を、全加盟国の管轄官庁に通知しなければならない。

4. 管轄官庁は、自らの管轄権内で活動する監視団体が、第1項に定められた業務の遂行および第2項に定められた要件の遵守を継続していることを確かめるために、定期的に検査を実施しなければならない。加盟国の管轄官庁が関連情報（第三者からの根拠のある懸念を含む）を得た場合や、監視団体が確立したデューデリジェンス・システムを事業者が実施する上での欠陥を発見した場合も検査を行うことができる。検査報告は、指令 2003/4/EC に従って公開されなければならない。
5. 管轄官庁は、監視団体が第1項に定める業務をもはや遂行していない、または第2項に定める要件を遵守していないと判断した場合、その旨を遅滞なく欧州委員会に通知するものとする。
6. 欧州委員会は、特に第5条に従って提供された情報に基づいて、監視団体が第1項に定める業務をもはや遂行していない、または第2項に定める要件を満たしていないと判断した場合、監視団体の認定を取り消さなければならない。欧州委員会は、監視団体の認定を取り消す前に、関係する加盟国にその旨を通知するものとする。

欧州委員会は、監視団体の認定取消の決定を、全加盟国の管轄官庁に通知するものとする。

7. 監視団体の認定および認定取消の手續規則を補足するために、また同手續規則を修正するために（経験上必要な場合）、欧州委員会は、認定および認定取消が公平かつ透明性のある方法で行われることを確保した上で、TFEU 第 290 条に従って委任法令を採択することができる。

本項で言及された委任法令に関しては、第15条、第16条、第17条に規定された手続きが適用される。同法令は 2012 年 3 月 3 日までに採択されるものとする。

8. 監視団体の効果的な監督および第4項の均一な実施に必要とされる、第4項で言及された検査の頻度と性質に関する詳細規則は、第18条(2)項で言及する規制手続きに従って採択されなければならない。同規則は 2012 年 6 月 3 日までに採択されるものとする。

第9条

監視団体のリスト

欧州委員会は、監視団体のリストを欧州連合官報 C シリーズに掲載して公表し、ウェブサイトでも利用できるようにしなければならない。同リストは定期的に更新するものとする。

第10条

事業者の検査

1. 管轄官庁は、事業者が第4条および第6条に定める要件を満たしていることを確かめるための検査を実施しなければならない。
2. 第1項で言及された検査は、リスクベースアプローチを用いて、定期的に見直される計画に沿って実施されなければならない。さらに、管轄官庁が事業者による本規則の遵守に関する関連情報（第三者からの根拠のある懸念に基づく情報を含む）を得た場合にも検査を実施することができる。
3. 第1項で言及された検査には以下を含めることができる。
 - (a) デューデリジェンス・システムの検証（リスク評価やリスク軽減手続きを含む）。
 - (b) デューデリジェンス・システムおよび手続きが適切に機能していることを証明する文書・記録の調査。
 - (c) 立入検査（現場査察を含む）。
4. 事業者は、敷地へのアクセスや文書・記録の提示など、第1項に言及された検査を円滑に実施するために必要なあらゆる支援を提供しなければならない。
5. 第1項で言及された検査によって不十分な点が発見された場合、管轄官庁は、第19条を損なうことなく、事業者が取るべき是正措置を通知することができる。さらに、発見された欠陥の性質に応じ、加盟国は以下を含む緊急的な暫定措置を講じることができる。
 - (a) 木材・木材製品の差押え。
 - (b) 木材・木材製品の販売禁止。

第 11 条 検査記録

1. 管轄官庁は、第 10 条 (1) 項で言及された検査に関する記録 (特に検査の性質および結果)、ならびに第 10 条 (5) 項に基づいて発行された是正措置に関する通知の記録を残さなければならない。すべての検査記録は最低 5 年間保存しなければならない。
2. 第 1 項で言及された情報は、指令 2003/4/EC に従って利用できるようにしなければならない。

第 12 条 協力

1. 管轄官庁は、本規則の遵守を確保するために、第三国の行政当局および欧州委員会と互いに協力しなければならない。
2. 管轄官庁は、第 8 条 (4) 項および第 10 条 (1) 項で言及された検査を通じて発見された深刻な欠陥、ならびに第 19 条に基づいて課された罰則の種類について、他の加盟国の管轄官庁および欧州委員会と情報交換を行わなければならない。

第 13 条 技術支援、指導および情報交換

1. 加盟国は、第 4 条 (2) 項に基づき事業者がしかるべき注意を払う義務を損なうことなく、必要に応じて欧州委員会の支援を受けながら、本規則の要件 (特に第 6 条に基づくデューデリジェンス・システムの実施に関連した要件) を推進するために、中小企業の状況を考慮した上で、技術支援その他支援および指導を事業者に提供することができる。
2. 加盟国は、必要に応じて欧州委員会の支援を受けながら、特に事業者が第 6 条 (1) 項 (b) 号に定められたリスク評価を支援する目的で、違法伐採に関連した情報、ならびに本規則の実施に関する優れた実践についての情報の交換・普及を推進することができる。
3. 支援は、管轄官庁の責任を損なうことなく、本規則の施行における独立性が保たれる方法で提供されなければならない。

第 14 条 付属書の修正

欧州委員会は、本規則の実施において得られた経験、特に第 20 条 (3) 項および (4) 項で言及された報告によって確認された経験、ならびに第 13 条で言及された情報交換を通して得られた経験を考慮し、木材・木材製品の技術的特徴、エンドユーザーおよび製造工程に関する進展を踏まえて、付属書に記載された木材・木材製品のリストを修正・補足することにより、TFEU 第 290 条に従って委任法令を採択することができる。当該法令は、事業者に不相応な負担を生じさせるものであってはならない。

本条で言及された委任法令には、第 15 条、第 16 条および第 17 条に定められた手続きが適用される。

第 15 条 委任の行使

1. 欧州委員会には、2010 年 12 月 2 日から 7 年間、第 6 条 (3) 項、第 8 条 (7) 項および第 14 条で言及された委任法令を採択する権限が付与される。欧州委員会は、本規則の適用日から 3 年間で終了する 3 カ月前までに、委任された権限に関する報告書を作成しなければならない。委任権限は、欧州議会または欧州理事会が第 16 条に従って撤回しない限り、自動的に同一期間延長されるものとする。
2. 欧州委員会は、委任法令の採択後速やかに、欧州議会および欧州理事会に同時に通知しなければならない。
3. 委任法令を採択する権限は、第 16 条および第 17 条に定められた条件に従って欧州委員会に付与される。

第 16 条 委任の撤回

1. 欧州議会または欧州理事会は、第 6 条 (3) 項、第 8 条 (7) 項および第 14 条で言及された委任権限をいつでも撤回することができる。
2. 委任権限を撤回するか否かを決定するための内部手続きを開始した機関は、最終決定が下される前の合理的な期間内に、他の機関および欧州委員会にその旨を通知するように努め、撤回される可能性のある委任権限および撤回理由を示すものとする。

3. 撤回の決定により、同決定において明記された権限の委任は終了する。撤回の決定は直ちに、または同決定で明記された決定日以降の日付に発効する。撤回の決定は、既に施行された委任法令の有効性には影響を及ぼさない。また撤回の決定は欧州連合官報に掲載して公表するものとする。

第 17 条

委任法令に対する異議

1. 欧州議会または欧州理事会は、通知日から 2 カ月以内に委任法令に対する異議を申し立てることができる。同期間は、欧州議会または欧州理事会の主導により 2 カ月間延長される。
2. 上記期間の満了日にまでに、欧州議会または欧州理事会のいずれも委任法令に対する異議を申し立てなかった場合、当該委任法令は、欧州連合官報に掲載され、官報に記載された日付に発効する。

欧州議会および欧州理事会の両方が異議を申し立てない意向を欧州委員会に通知した場合、上記期間満了前に委任法令を欧州連合官報に掲載および公表し、発効することができる。

3. 欧州議会または欧州理事会が委任法令に対する異議を申し立てた場合、当該法令は発効しないものとする。異議を申し立てた機関は、当該委任法令に対する異議を申し立てた理由を示さなければならない。

第 18 条

欧州委員会

1. 欧州委員会は、規則 (EC) No 2173/2005 の第 11 条に基づき設立された森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 委員会による支援を受けるものとする。
2. 本項について言及する場合は、決定 1999/468/EC 第 8 条を踏まえて、当該決定の第 5 条および第 7 条が適用される。

決定 1999/468/EC の第 5 条 (6) 項で定められた期間は 3 カ月間とする。

第 19 条

罰則

1. 加盟国は、本規則の規定に違反した場合に適用される罰則規定を定め、同規定の実施に必要なあらゆる措置を講じなければならない。
2. 規定される罰則は、効果的で相応かつ説得力のあるものでなければならず、特に以下を盛り込むことができる。
 - (a) 環境被害や、関係する木材または木材製品の価値、違反による税収損失および経済的損害に相応する罰金。当該罰金の水準は、重大な違反によって得た経済的利益を、職業を営む正当な権利を損なうことなく、当該行為の責任者から効果的に没収できるような方法で算定し、重大な違反が繰り返される場合は、当該罰金の水準を徐々に上げていくものとする。
 - (b) 関係する木材・木材製品の差押え。
 - (c) 取引許可の即時停止。
3. 加盟国は、上記罰則規定を欧州委員会に通知し、以後、罰則規定に影響を与える修正を行った場合は、遅滞なく通知しなければならない。

第 20 条

報告

1. 加盟国は、2013 年 3 月 3 日以降、隔年の 4 月 30 日までに、過去 2 年間における本規則の適用状況に関する報告書を欧州委員会に提出しなければならない。
2. 欧州委員会は、上記報告書に基づいて 2 年ごとに報告書を作成し、欧州議会および欧州理事会に提出しなければならない。欧州委員会は、報告書を作成するにあたり、規則 (EC) No 2173/2005 に準拠した FLEGT VPAs の締結・運用の進捗状況、ならびに域内市場に流通する違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品を最小限に抑える取組に FLEGT VPAs がどの程度貢献しているかを考慮するものとする。
3. 欧州委員会は、2015 年 12 月 3 日までに、またそれ以降は 6 年ごとに、本規則の適用に関する報告および経験に基づいて、本規則の機能および有効性を精査するものとする。同精査の対象には、違法伐採木材または違法伐採木材由来の木材製品が市場

に出荷されることを防止する上での本規則の機能・有効性も含まれる。精査においては、特に中小企業に対する行政上の影響や製品の対象範囲を考慮しなければならない。また必要に応じて、適切な法制化提案を盛り込むことができる。

4. 第3項で言及された報告書の冒頭には、合同関税品目分類表の第49章に列記された製品について、欧州連合における最新の経済・貿易状況の評価を含めなければならない。その際には、本規則の付属書に記載された木材・木材製品リストに含める可能性を検討するために、関連部門の競争力を考慮する。

上段で言及された報告書には、第4条(1)項で定めた違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品の市場への出荷禁止、ならびに第6条で定めたデューデリジェンス・システムの有効性に関する評価も含めるものとする。

第21条 発効および適用

本規則は、欧州連合官報に掲載されてから20日目に発効する。

本規則は2013年3月3日から適用されるものとする。ただし、第6条(2)項、第7条(1)項、第8条(7)項および第8条(8)項は2010年12月2日から適用される。

本規則は全体として拘束力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

ストラスブールにて作成、2010年10月20日

欧州議会
議長
J. ブゼク

欧州理事会
議長
O. シャステル

付属書

理事会規則（EEC）No 2658/87⁽¹⁾付属書 I の 合同関税品目分類表に分類され、 本規則が適用される木材・木材製品

- 4401 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
- 4403 木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない）
- 4406 木製の鉄道用又は軌道用の枕木
- 4407 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない）
- 4408 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが 6 ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない）
- 4409 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない）
- 4410 パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない）
- 4411 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機

⁽¹⁾ 関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する 1987 年 7 月 23 日付の欧州理事会規則（EEC）No 2658/87（OJ L 256, 7.9.1987, p. 1）。

物質により結合してあるかないかを問わない)

- 4412 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
- 4413 00 00 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る）
- 4414 00 木材の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
- 4415 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠

（市場に出荷される他の製品を支え、保護し、運搬するための梱包用材としてのみ使用される梱包資材ではないもの）
- 4416 00 00 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む）
- 4418 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む）
- 合同関税品目分類表第 47 章および第 48 章のパルプおよび紙。ただし、竹製品および回収品（廃棄物およびスクラップ）は除く。
- 9403 30, 9403 40, 9403 50 00, 9403 60, 9403 90 30 木製家具
- 9406 00 20 プレハブ建築物